

既納金の返還について

入学手続完了者が、やむを得ない理由で入学を辞退する場合は、入学辞退届書を提出した者に限り、入学手続時納付金のうち入学金を差し引いた額を返還します。期日までに入学辞退届書の提出がない場合は、既納金は一切返還しません。

【修士課程】

入学辞退届書提出期日	令和9年3月31日(水)午後5時(必着)
返還額	入学手続時納付金 - 入学金(30万円) ※本学の看護学部又は旧看護専門学校の卒業生は15万円

【博士後期課程】

入学辞退届書提出期日	令和9年3月31日(水)午後5時(必着)
返還額	入学手続時納付金 - 入学金(30万円) ※本学の看護学部(旧看護専門学校を含む)の卒業生及び 本大学院看護学研究科の修了生(修了見込みを含む)は15万円